

学校いじめ防止基本方針

大阪府立布施北高等学校
平成26年1月31日制定
平成30年7月20日改訂
令和2年8月1日改訂
令和3年10月21日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、創立以来一貫して、すべての教育活動の中に人権教育を位置づけ、生徒一人ひとりを大切にする生徒指導を通じて、全教職員が一体となって人権教育を推進することを教育目標としている。また、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」実施校として、多文化共生教育を推進し、「ともに学ぶ」学校づくりを進めている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、人権保健部長、生徒指導主事、教育相談委員長、養護教諭
必要に応じて、当該学年主任、当該担任を加える。

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立布施北高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へHPにて周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へHPにて周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へHPにて周知	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
	中学校訪問や高校生活支援カード等によって把握された生徒状況の集約	人権HR（いじめをなくすために）	人権HR（いじめをなくすために）	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	三者懇談	三者懇談	三者懇談	教職員人権研修
	校外学習	校外学習	校外学習	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
5 月	人権HR（いじめを考える）			
6 月	体育大会	体育大会	体育大会	アンケート回収箱の設置
	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	
7 月	いじめに関するアンケート実施	いじめに関するアンケート実施	いじめに関するアンケート実施	第 1 回いじめ対策委員会（基本方針及び年間計画の確認、調査結果を共有、進捗確認）
9 月	個人面談	個人面談	個人面談	
	インターンシップ（社会性の育成）	大学等体験授業		教職員人権研修
10 月	校外学習	校外学習・修学旅行	校外学習	
11 月	文化祭	文化祭	文化祭	いじめ状況調査
	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
12 月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置
1 月				
2 月				第 2 回いじめ対策委員会（状況報告と年間取組みの検証）
3 月				

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

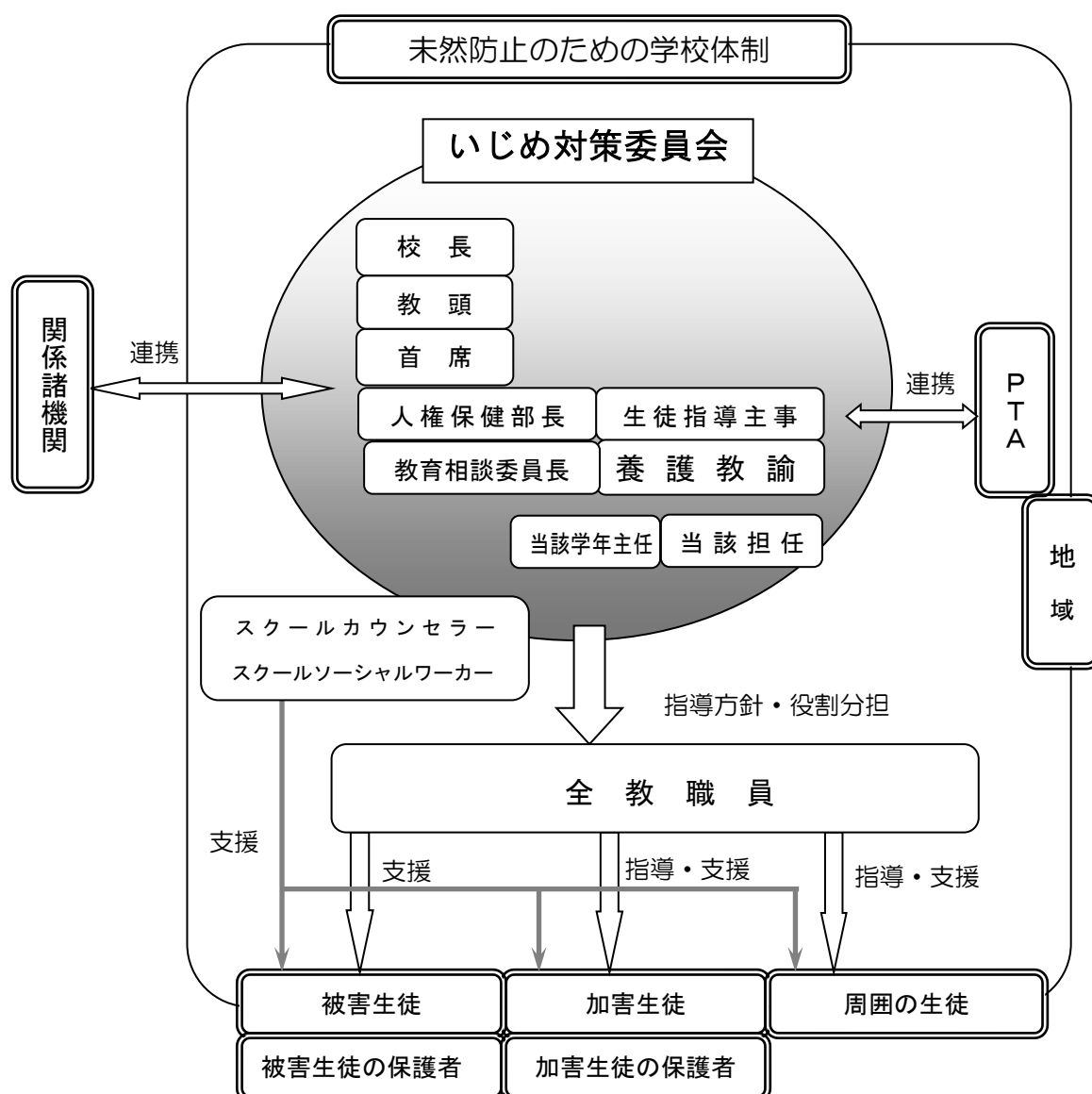
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を年 2 回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。なお緊急に対応を要する場合は、この限りではない。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員人権研修や校内研修、職員会議で周知の機会を設けるなどしていく。

生徒に対しては、全校集会や人権ホームルームなどで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた人権教育や道德教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感し、理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたり、分かりやすい授業づくりを進めていく。

分かりやすい授業づくりを進めるために、授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会をつくり、わかる授業づくりに全教職員で取り組む体制をつくる。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級や学年、部活動等の人間関係を把握する。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、部活動や学校行事などの活性化を図り、運動・スポーツや読書などで発散できるようにするなど、教育相談体制を整備し、誰かに相談する方法を提示して対処方法を身につけさせることも大切である。

一方、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒指導の方法や人権感覚を養う教職員人権研修を実施するほか、渡日生徒や発達障がいのある生徒など配慮を要する生徒について、適切に理解したうえで、生徒に対する指導に当たる資質を身につける必要がある。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組むために、いじめに関する人権ホームルームを随時実施して意識を高める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生

徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、「いじめに関するアンケート」と「安全で安心な学校を過ごすために」のアンケートを年に2回実施する。また、教育相談室「てげてげ」を開放し定期的な教育相談を行える体制を用意し、適宜スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参画する。さらに、日常の観察として遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった等の場合、教職員が共有できるようにする。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るためPTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、いじめの問題について学校と地域・家庭が組織的に連携協議する体制をつくる。
- (3) 学校ホームページ、リーフレット配付等により、相談体制を広く周知する。また、学校教育自己診断等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、方針を明確にし、適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、10頁の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに人権保健部長や生徒指導主事、学年主任等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害生徒及び加害生徒の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所管警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

体育大会や文化祭、校外学習等は、生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議

し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込み等への対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

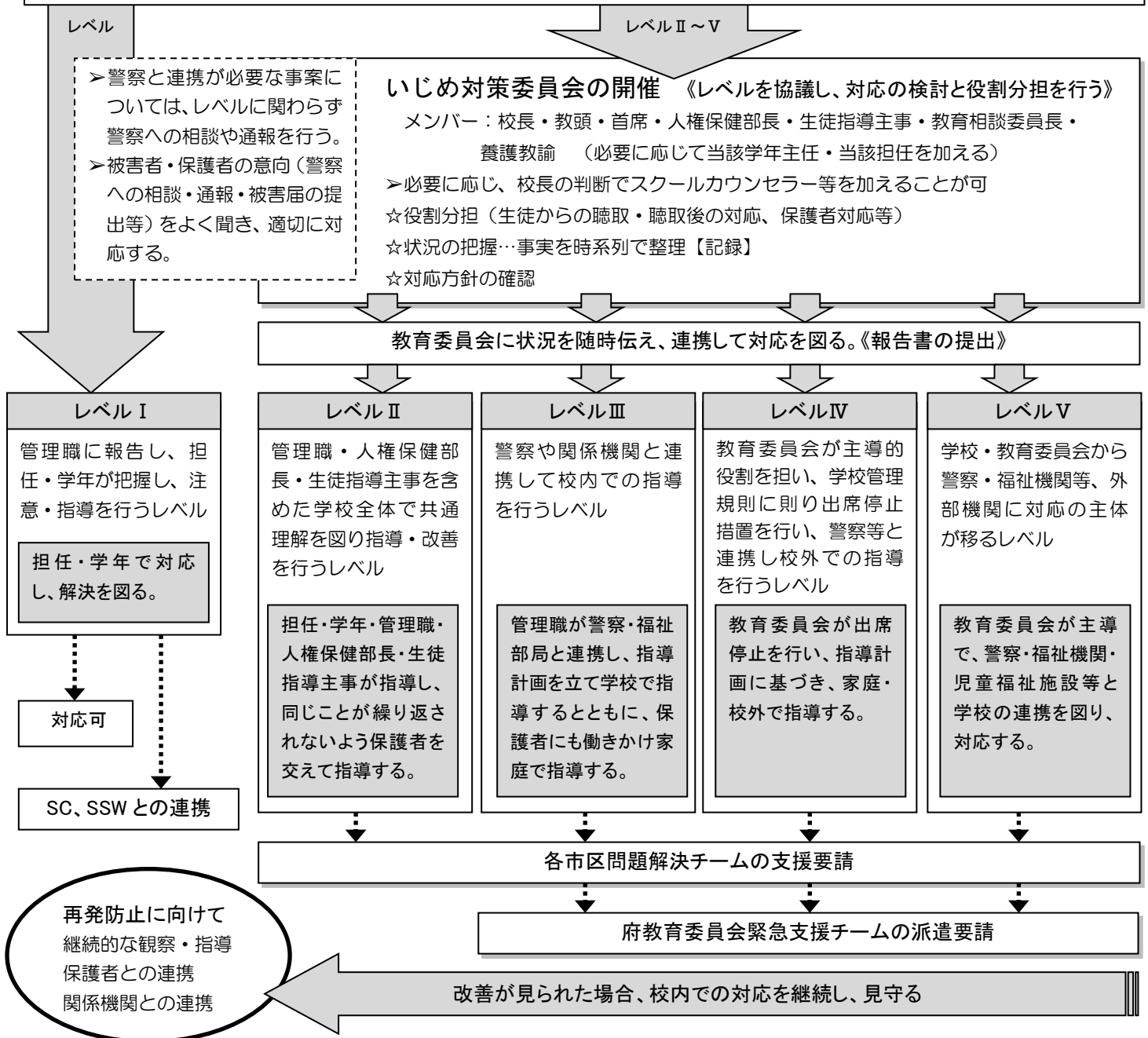
大阪府立布施北高等学校

ね ら い

■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは本校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。